

お知らせ **マイナンバーカード取得で「マイナポイント」がもらえます！**

▶問い合わせ マイナンバーカードの交付に関すること 市民課 ☎ 73-3005
マイナポイントに関すること 産業政策課 ☎ 73-3012



STEP1 取得

マイナンバーカードを持っていない人は、
マイナンバーカードを取得しましょう！

STEP2 予約

マイナンバーカードを持っているが
マイナポイントを予約していない人は、
マイナポイントを予約しましょう！

STEP3 申込

マイナンバーカードを取得し、
マイナポイントを予約済みの人は、
**マイナポイントを申し込んで
取得しましょう！**



実施期間は
令和3年3月までです。
お手続きはお早めに！

9月から、マイナンバーカードを取得している人に向けて、民間キャッシュレス決済事業者に金銭をチャージ（入金）したときやクレジット決済などによる支払いを行ったときに、国が買入物に使える「マイナポイント」を25%（上限5,000円）上乗せ付与する施策を実施します。

たキャッシュレス決済事業者に「マイナポイント」の申し込みを行わなければ、ポイント付与サービスが受けられません。市では、「マイナポイント」申し込み支援を行っています。スマートフォン端末からも設定ができますが、端末機種によりできない場合もあります。設定ができない、よく分からない場合は、産業政策課までお越しください。お問い合わせください。

お知らせ **令和2年国勢調査にご協力ください**

▶問い合わせ 地域戦略課 ☎ 73-3011

国勢調査とは

国勢調査は、人口減少社会にある日本の未来を描く上で、欠かすことのできないデータを得るために実施するものであり、全ての人の回答の義務があります。調査結果は、国や地方公共団体のさまざまな施策の基礎資料になります。

調査対象

令和2年10月1日現在、市内に普段住んでいる全ての人（外国人を含む）

主な調査項目

- ・世帯員に関する事項（男女の別、出生年月、就業状態など14項目）
- ・世帯に関する事項（世帯員の数、住宅の種類の2項目）

調査の時期

9月中旬頃から国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。

回答方法

インターネット回答

パソコンやスマートフォンからインターネットによる回答

紙の調査票での回答

紙の調査票に回答を記入して、送付用封筒による郵送回答（調査員への提出による回答も可）

安心・便利なインターネット回答をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染

防止のため、調査員へ調査票を手渡す必要のない、インターネット回答の積極的なご利用をお願いします。

国勢調査 Q & A

Q 調査員に個人情報を知られたくないのですが？

A インターネット回答、郵送回答または封入して調査員に提出した場合は、調査員が回答内容を見ることはありません。また調査員には厳しい守秘義務が課せられています。

Q 新型コロナウイルス対策は？

A 調査員が訪問した際は、対応せずにインターホンなどによる対応で結構です。また回答方法も調査員との対面や外出の必要のないインターネット回答をおすすめしています。

Q インターネット回答の利点は？

A インターネット回答は、どこでもいつでも簡単に回答ができます。また回答画面も分かりやすく、チェック機能もあるため誤回答や回答漏れを防げます。さらに、回答後も期間中であれば何度でも回答内容の修正ができます。



くらし **9月6日から12日は救急医療週間です**

▶問い合わせ 三観広域北消防署 ☎ 72-2119

救急医療の正しい理解と認識を持つ上で、次のことを心がけましょう。

- もしものときのために、人工呼吸や止血など、正しい応急手当の方法を身に付けておきましょう。
- 病気のことで、いつでも相談できるホームドクター（かかりつけの医師）を持ちましょう。
- 急病以外は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。

三観広域消防署では、応急手当普及啓発活動を推進しています。自治会や事業所などで応急手当講習会を行うときは、ご相談ください。

お知らせ **新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給します**

▶問い合わせ 健康課 ☎ 73-3014

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、就業ができなくなった日から起算して3日を経過した日から就業できない期間のうち就業を予定していた日について、傷病手当金を支給します。

対象期間
1月1日から12月31日まで

※申請には、原則4種類（世帯主・本人・事業主・医療機関用）全ての申請書の提出が必要です。

※申請条件や申請方法などについては、市ホームページをご覧ください。

お知らせ **児童手当『現況届』**

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎ 73-3016

児童手当を受けている対象者へ6月に「現況届」を送付しています。この届け出をしないと、今まで支給資格のあった人も引き続き児童手当を受けることができなくなります。

提出がまだの人は、早急に子育て支援課または各支所へ提出してください。

児童手当の受給には、現況届の提出が必須です



お知らせ **敬老祝金をお渡しします**

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

9月15日時点で市内に在住する、数え年で88歳の人と100歳以上のの人に、敬老祝金をお渡しします。

該当者
・昭和8年1月1日～12月31日に生まれた人
・大正10年12月31日以前に生まれた人
祝金の額 1万円

お届け方法
民生委員・児童委員がお届けします。100歳以上の人で市長の訪問を希望する人は、市長からお渡しします。

お届けする時期
9月中旬～10月中旬